

議案第107号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石川 良三

提案理由

特例市への移行に伴い、計量法の規定に基づく検査に係る手数料等を定めるため、手数料の徴収等の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前															
<p>（手数料の徴収等）</p> <p>第3条 手数料は、交付のときに徴収する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査等に係る<u>手数料及び計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく検査に係る手数料</u>は、申請のときに徴収する。</p> <p>4 計量法第20条第1項に規定する指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。この場合において、指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第4条</p> <p>4 第2項（同項第5号を除く。）の規定にかかわらず、計量法の規定に基づく検査に係る手数料は、免除しない。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>法令に基づく事務に係る手数料</p>	<p>（手数料の徴収等）</p> <p>第3条 手数料は、交付のときに徴収する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査等に係る<u>手数料</u>は、申請のときに徴収する。</p> <p>（手数料の減免）</p> <p>第4条</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>法令に基づく事務に係る手数料</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料を徴収する事務</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料の名称</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査</td><td style="padding: 5px;">動物の飼養又は収容許可申請手数料</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計量法第19条第1項の規定</td><td style="padding: 5px;">特定計量器定期検</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">1 非自動はかりのうち、検出</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円	計量法第19条第1項の規定	特定計量器定期検	1 非自動はかりのうち、検出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料を徴収する事務</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料の名称</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査</td><td style="padding: 5px;">動物の飼養又は収容許可申請手数料</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額														
化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円														
計量法第19条第1項の規定	特定計量器定期検	1 非自動はかりのうち、検出														
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額														
化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円														

による特定計量器の定期検査	査手数料	部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が (1) 100kg 以下のもの 1個につき 1,500円 (2) 100kg を超え250kg 以下のもの 1個につき 1,900円 (3) 250kg を超え500kg 以下のもの 1個につき 2,300円 (4) 500kg を超え1t 以下のもの 1個につき 3,200円 2 非自動はかりのうち、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりであって、直線目盛のみがあるもの 1個につき 300円 3 非自動はかりのうち、1又は2に掲げるもの以外のものであって、ひょう量が (1) 100kg 以下のもの 1個につき 600円 (2) 100kg を超え250kg			
---------------	------	--	--	--	--

以下のもの	
1 個につき	
1,000円	
(3) 250kg	
を超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
1,600円	
(4) 500kg	
を超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
2,200円	
(5) 1t を	
超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
3,900円	
(6) 2t を	
超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
7,300円	
(7) 5t を	
超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
11,600円	
(8) 10t を	
超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
15,900円	
(9) 20t を	
超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
20,500円	
(10) 30t を	
超えるもの	
以下のもの	
1 個につき	
23,000円	
(11) 40t を	
超えるもの	

	下のもの	
	1 個につき	
	32,100円	
(12)	50 t を 超えるもの	
	1 個につき	
	54,200円	
4	1 から 3 ま でに掲げるも ののうち最小 の目量(隣接す る目盛標識の それぞれが表 す物象の状態 の量の差をい う。) 又は表記 された感量(質 量計が反応す ることができる る質量の最小 の変化をい う。) がひょう 量の10,000分 の 1 未満のも の 1 から 3 までの区分に 応じ、それぞれ に定める金額 に、100分の200 を乗じて得た 額	
5	分銅又は定 量おもり若し くは定量増お もり 1 個に つき 10円	
6	皮革面積計	
	1 個につき	
	2,700円	
7	3 に掲げる もののうち市 長が検査用具 を運搬して特 定計量器の所 在の場所にお	

いて行うもの
3の額に、次の
(1)から(18)
までの区分に
応じ、それぞれ
に定める金額
を加算した額

(1) ひょう
量が2tを
超え4t以
下のもの
1個につき
3,300円

(2) ひょう
量が4tを
超え5t以
下のもの
1個につき
4,400円

(3) ひょう
量が5tを
超え6t以
下のもの
1個につき
5,500円

(4) ひょう
量が6tを
超え8t以
下のもの
1個につき
6,600円

(5) ひょう
量が8tを
超え9t以
下のもの
1個につき
7,700円

(6) ひょう
量が9tを
超え13t以
下のもの
1個につき
8,800円

(7) ひょう
量が13tを

超え15 t 以 下のもの	
1 個につき	
9,900円	
(8) ひょう	
量が15 t を	
超え16 t 以 下のもの	
1 個につき	
11,000円	
(9) ひょう	
量が16 t を	
超え18 t 以 下のもの	
1 個につき	
12,100円	
(10) ひょう	
量が18 t を	
超え20 t 以 下のもの	
1 個につき	
13,200円	
(11) ひょう	
量が20 t を	
超え21 t 以 下のもの	
1 個につき	
14,300円	
(12) ひょう	
量が21 t を	
超え23 t 以 下のもの	
1 個につき	
15,400円	
(13) ひょう	
量が23 t を	
超え25 t 以 下のもの	
1 個につき	
16,500円	
(14) ひょう	
量が25 t を	
超え26 t 以 下のもの	
1 個につき	

		17,600円 (15) ひょう 量が26tを 超え28t以 下のもの 1個につき		
		18,700円 (16) ひょう 量が28tを 超え30t以 下のもの 1個につき		
		19,800円 (17) ひょう 量が30tを 超え31t以 下のもの 1個につき		
		20,900円 (18) ひょう 量が31tを 超えるもの 1個につき		
		22,000円。こ の場合にお いて、これら の検査を受 ける非自動 はかりのひ ょう量が33 tを超える ときは、その 超える質量 に相当する 検査用具の 運搬は、これ らの検査を 受ける者が 行うものと する。		
計量法第127 条第3項の規 定による適正 計量管理事業	適正計量 管理事業 所指定検 査手数料	1件につき 7,700円		

所の指定に係
る検査

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。